

「障害者の生涯学習」のための活動スペースについて

秋田県生涯学習センター

1 利用条件

- (1) 物品の販売・宣伝などの商取引を目的としないこと。
- (2) 特定の宗教を布教する活動を目的としないこと。
- (3) 特定の政党等を支援する活動を目的としないこと。
- (4) 公序良俗に反する利用でないこと。
- (5) 施設の管理上支障がある利用でないこと。
- (6) 利用状況確認のため職員が巡回することを承諾すること。

2 申請方法

- (1) 所定の申請書に必要事項を記載して提出してください。
- (2) 来所での提出のほか、電子メール・FAX・郵送でも受け付けます。
なお、それらが困難な場合は、電話による相談に応じます。
- (3) 申請書や申請方法等の詳細はチラシ等で案内するほか、Webサイトで公開します。

3 利用申請・利用内定

- (1) 早期利用申請
 - ①毎年12月までに、翌年度の早期利用申請を受け付けます。
 - ②1月末までに、翌年度の早期利用内定を通知します。
- (2) 一般利用申請
 - ①早期利用申請受け付け終了後は、一般利用申請を随時受け付けます。
 - ②原則として、年度を越える申請は受け付けません。
 - ③当日の利用申請は受け付けません。
- (3) 利用期日の調整・変更
 - ①早期利用申請において利用希望が競合した場合は、センターが調整を行います。
 - ②センター主催・主管事業開催期日と利用希望期日が重なった場合は、変更をお願いすることもあります。

4 利用上の確認事項

- (1) 水分補給のための飲料を除き飲食はしないでください。なお、水分補給のための飲料は、ペットボトルや水筒等、個別の容器に準備してください。
- (2) 長時間の利用については、事前に相談してください。
- (3) スポーツスペースにおいては、原則として、ボッチャ・卓球バレー・バドミントン以外に利用しないでください。また、競技力の向上のみを目的として利用しないでください。
- (4) コートマット上では、設備保全と安全確保の観点から、運動に適した履き物で利用してください。
- (5) 貸出し物品については、原則として、次のとおりとします。
 - ①ボッチャ用具一式
 - ②卓球バレー用具一式
 - ③バドミントン用具一式
 - ④シューズ